原動機付自転車等のナンバープレート

記念所蔵制度が始まります！



令和8年8月3日からスタート！

受付場所: 北部市税事務所 個人課税課（大宮区市税の総合窓口）

手 数 料: １００円



詳細は
さいたま市ホームページを
ご確認ください

ナンバープレートの記念所蔵とは

- これまで、原動機付自転車等のナンバープレートは、廃車の際に必ず市に返納していただく必要がありました。
- 令和８年８月３日以降、廃車申告手続きの際に窓口でお申し出いただくことにより、記念として穴あけ加工したナンバープレートをお持ち帰りいただくことが可能となります。

記念所蔵の対象となるナンバープレート

原動機付自転車
（市オリジナルナンバープレート含む）



特定小型原動機付自転車



ミニカー　小型特殊自動車



※ さいたま市が発行したナンバープレート（合併前に発行した旧市のものを含む）に限ります。

受付できないナンバープレート

軽二輪



二輪の小型自動車



三輪・四輪以上の軽自動車



上記ナンバープレートの記念所蔵については、ナンバーセンター大宮(TEL:048-624-9255)又は軽ナンバーセンター大宮(TEL:048-726-0916)までお問い合わせください。

注意事項

- 記念所蔵をするナンバープレートに、直径25mmの穴あけ加工を行います。
  ※　**誓約書の提出**及び**手数料100円の納付**が必要となります。
- 穴あけ加工を受けたナンバープレートを車両に取り付けて公道を走行することはできません。
- 記念所蔵を受けたナンバープレートを第三者に転売、譲渡又は提供することは、営利目的の有無にかかわらず、すべて禁止します。

ＦＡＱ

Q 手続き前に自分で穴をあけることは可能ですか？

A 廃車申告前の穴開けは記念所蔵として認められません。
必ず受付場所で市職員による穴あけ加工を受けてください。

Q 穴あけをしないで記念所蔵することはできますか？

A さいたま市市税条例により、穴あけが必要と定められているため、必ず窓口にて穴あけ加工を受ける必要があります。

Q 最寄りの市税の窓口でも受け付けてもらえますか？
また、電子や郵送での申請はできますか？

A 北部市税事務所 個人課税課 （大宮区市税の総合窓口）
での受付のみ（電子・郵送申請不可）となります。

さいたま市
制 度 に関するお問合せ先　財政局税務部市民税課　ＴＥＬ：０４８－８２９－１１９８
手続きに関するお問合せ先　北部市税事務所個人課税課　ＴＥＬ：０４８－６４６－３１４０